家計急変世帯の保護者の方へ

埼玉県では、保護者の死亡・失職・離婚などのために主たる家計支持者の収入がなくなり、保育料の納入が困難になった世帯（家計急変世帯）の園児の保育料の一部を軽減した県内の私立幼稚園に対して、補助金を交付しています。

１　家計急変世帯とは

保護者の失業・死亡・離婚等のために、世帯の家計を支えていた人（世帯の中で最も収入が多い人）の収入の手段がなくなり、保育料の納入が困難になった世帯

＊ 収入が減った場合は、補助対象にはなりません。

２　家計急変の発生事由

（１）失　職　＝　世帯の中で最も収入が多かった人が失業した。

（例）・勤めていた会社が倒産した。
・会社を解雇された。
・自営業を廃業した。
・自己都合のため会社を退職し、退職後３か月と７日経過したが、まだ再就職できない。

※退職理由が雇用保険の給付制限に該当する場合は、自己都合退職と同様の扱いとします。

（２）死　亡　＝　世帯の中で最も収入が多かった人が死亡した。

（３）離　婚　＝　保護者が離婚したために、離婚前の世帯で最も収入が多かった人以外が園児の保育料を負担することになった。

※正式に離婚が成立していない場合（別居）は、補助対象にはなりません。

（４）その他　＝　その他の事情で、世帯の中で最も収入が多かった人の収入の手段が失われた。

（例）・病気休職のため、給与が支給されない。
・自営業であるが、病気のために仕事ができなくなり、収入がなくなった。
・世帯の中で最も収入の多かった人が失踪してしまった。（警察に届出をした。）

３　平成３０年度の補助対象になる園児

次の（１）～（３）のいずれにも該当する場合、補助対象となります。

（１）平成２９年４月以降に家計急変が発生した。

（２）県内に住んでいる。

（３）園児の入園決定後に家計急変が発生し、現在も家計急変が継続している。

※県内の他の私立幼稚園から転入した場合

＝ 転入前の幼稚園の入園決定後に家計急変が発生した場合も対象とします。

【注意】

- 既に家計急変が解消している場合は、補助対象にはなりません。
  ※家計急変が解消する前に必要書類を提出してください。
- 現在、家計急変前の世帯で最も収入が多かった人よりも収入が多い人や、市町村民税の所得割課税額が２１１,２００ 円※を超える収入がある人が同じ世帯にいる場合は、補助対象にはなりません。
  （※　さいたま市など政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。）

４　軽減額

（１）軽減の限度額は次の①、②のうち、いずれか低い方の金額です。

① 園児１人当たり２２万９千円（平成２９年度に軽減を受けた場合は、２２万９千円から既に受けた補助額を差し引いた額）

② 今年度に保護者が負担する保育料額＊
今年度の保育料額から、保育料に対する公的補助金の合計額を差し引いた額です。
以下の式で計算してください。

当該園児の保育料月額		在籍月数		保育料に対する公的補助金の合計額		今年度に保護者が負担する保育料額＊
円	×	か月	－	円	＝	円

↑
年度の途中で入退園していない場合は１２か月

※保育料以外の経費（給食費・教材費等）は軽減の対象にはなりません。

（２）月々の軽減額や軽減方法は、（１）の限度額及び以下の①、②をもとに幼稚園が決定します。

① 軽減できるのは、家計急変が発生した日の翌月分以降の保育料に限ります。

② 家計急変の原因が解消した時点で保育料の軽減は終了します。

（家計急変の原因が解消した日の翌月以降の保育料は、軽減できません。）

（例）失職した方が再就職したなど

【注意】

※就園奨励費等の額が多かった場合や年度途中で退園することになった場合には、一旦幼稚園が軽減した額を、再度、幼稚園へ返金していただく場合もあります。

５　手続の流れと提出書類

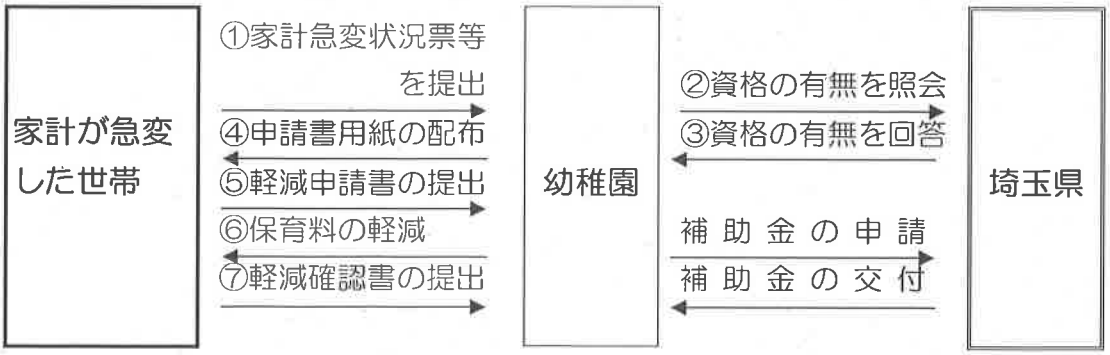

① 補助を希望する場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・<別紙１>「提出書類一覧」に該当する書類
・<別紙２>「家計急変状況票」

} これらの書類は、幼稚園から県へ提出されます。

⑤ 県から、「補助対象資格あり」と回答があった場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・保育料軽減申請書（様式３号）

⑦ 幼稚園から、保育料の軽減を受けた場合には、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・保育料軽減確認書（様式５号）

Q&A一覧

＜提出書類について＞

Q１ 提出する書類は原本ですか。

→A１ 原本を提出してください。

Q２ 提出書類一覧⑪～⑬については、どこで発行してもらえますか。

→A２ お住まいの市町村窓口又は区役所窓口で発行しています。

Q３ 提出書類⑪～⑮について、「園児と同じ世帯にいる大人の人全員の分を提出」となっていますが、（園児から見て）叔父・叔母のものも提出する必要がありますか。

→A３ 「同じ世帯にいる大人の人全員の分」となっていますので、園児と同じ世帯であれば、叔父・叔母でも提出が必要です。その中で市町村民税所得割課税額が211,200円※を超えている人がいる場合は補助対象となりません。

（※ さいたま市など政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。）

＜資格対象全般について＞

Q４ 「園児の入園決定後に家計急変発生」とありますが、年少の場合の入園決定日はいつになりますか。

→A４ それぞれの幼稚園によって異なります。通常は入園金を支払った日となりますが、念のため、通園している幼稚園に確認してください。

＜離婚について＞

Q５ 別居状態にあり、離婚調停中なのですが、補助対象になりますか。

→A５ 正式な離婚が成立しない限り、補助対象とすることはできません。

Q６ 前の夫と連絡が取れないため、所得を確認する書類が手に入りません。

→A６ 原則として、前の夫の所得が確認できる書類が手に入らない場合、補助対象とすることはできません。特別な事情がある場合に限り、幼稚園に御相談ください。

＜失業（解雇・退職及び倒産・廃業）について＞

Q７ 失業の解消とは、どの程度の雇用状態を言うのでしょうか。

→A７ パートや長期アルバイト、契約社員などを指します。見習いや実習期間などがある場合、その初日を再就職の日とみなします。

ただし、日雇、臨時のアルバイト、または雇用保険の被保険者とならない雇用期間が１年以内である短期就労者・派遣就業、委託・請負などの常勤雇用等以外

で、その後も雇用保険の基本手当が継続する場合は、再就職とみなしません。

Ｑ８ 自己都合退職の３か月と７日経ったのちに再就職できない場合には、遡って保育料が軽減されるのですか。

→Ａ８ 自己都合退職の場合は、３か月と７日を経った日の翌月以降の保育料が対象となりますので、遡って軽減はされません。

Ｑ９ 提出書類⑤「離職日と離職理由を証明する書類」とは、何を提出すればよいのですか。

→Ａ９ 勤めていた会社に退職証明書を作成してもらい、提出してください。様式は任意です。

＜その他について＞

Ｑ１０ 休職をしている場合には、どのような書類を提出すれば良いですか。

→Ａ１０ 勤務先より休職証明書（期間、理由、無給であることを明記）を作成してもらい、提出してください。

個人事業者、法人経営者の場合、医師の診断書等により、病名、期間、仕事ができない状況にあることを証明する書類を作成してもらい、提出してください。

Ｑ１１ 保育料の軽減が受けられる時期はいつになりますか。

→Ａ１１ 保育料の軽減を行う時期も含めて軽減方法は、幼稚園が決定します。在園している幼稚園に確認してください。

※御不明な点がありましたら、在園している幼稚園にお問い合わせください。

（県担当課：埼玉県総務部学事課　幼稚園担当　電話０４８－８３０－２５６０）